

令和5年3月13日

福祉部長寿応援課

令和5年度以降の介護従事者確保策について

1 目的

高齢化の進行や介護人材の不足などへ対応するため、就労希望者や介護従事者、介護事業所への支援を充実することで、引き続き安定した介護サービスを継続できる体制を構築する。

2 概要

令和2～4年度	令和5～8年度
福祉のしごと相談・面接会	福祉のしごと相談・面接会
介護事業所等職員向け研修	介護事業所等職員向け研修
介護職員初任者研修費用助成	介護職員初任者研修費用助成
介護福祉士実務者研修費用助成	介護福祉士実務者研修費用助成
介護の日本語教室	介護の日本語教室
介護ロボット導入支援	介護福祉士資格取得費用助成（新規）
	介護職員宿舎借り上げ支援（新規）

※介護ロボット導入支援は、令和4年度をもって事業終了

3 新規事業内容

（1）介護福祉士資格取得費用助成

ア 目的

介護福祉士資格取得に係る費用を助成することで、介護従事者の質の向上を図り、介護事業者の安定的なサービス提供体制を確保する。また、資格取得による介護従事者の待遇改善、モチベーションの向上を通じて介護人材の定着を促進する。

イ 助成対象者

以下の条件をすべて満たす者

- (1) 令和5年以後の「介護福祉士国家試験」に合格し、3か月以内に登録し、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- (2) 介護保険法に基づく区内介護事業所・施設に、登録日から6か月以上就労継続していること。登録日時点で就労していない又は区外の介護事業所で既に就労している場合は、3か月以内に区内介護事業所に就労し、6か月以上就労継続していること。
- (3) 資格登録後1年以内の申請であること。

ウ 助成対象経費

試験対策講座費用、介護福祉士国家試験受験料、介護福祉士登録手数料

エ 助成額

実際に要した額に、助成率(9/10)を乗じた金額(千円未満切捨て)。
ただし、72,000円を上限とする。

(2) 介護職員宿舎借り上げ支援

ア 目的

雇用している職員を居住させるための宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、当該職員の働きやすい環境を実現し、介護人材の確保、定着を図るとともに、事業所による防災の取り組みを計画的に進め、災害時の迅速な対応を推進すること。

イ 助成対象法人

区内で地域密着型サービス事業所を運営する法人(介護職員宿舎は区外でも可)

※区内に存在する地域密着型サービス＝小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

ウ 助成対象経費

助成対象法人が借り上げた宿舎に対して支出した、介護職員の宿舎借り上げに係る経費(賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料等)。ただし、

入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。

エ 助成額

実際に要した額と助成基準額（1戸あたり月 82,000 円）を比較し、少ない方の額に、以下の助成率を乗じた金額（千円未満切捨て）

（ア）当該事業所が福祉避難所の指定を受けている、または助成対象法人が区と災害時協定を締結している場合 7／8

（イ）（ア）以外の場合 1／2

オ 助成対象戸数

1 事業所あたり 4 戸まで

カ 助成期間

事業実施期間の範囲内

キ その他

対象事業所が区内にあれば、宿舍は区外でも可。ただし、エ（ア）の条件で助成を受ける場合、宿舍が対象事業所の 10 キロ以内にあり、かつ入居する職員が災害対策上の業務に従事する者であることが必要。

4 実施期間

令和 5 年度～令和 8 年度の 4 か年

ただし、令和 6 年度末頃に中間検証を行い、必要に応じ事業内容を見直す。